別表十七三の六付表の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の７第４項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七三の六付表の記載要領第二号中「（以下この号において「外国関係会社」という。）」及び「又は連結法人に係る外国関係会社に対して課される令和２年旧措置法第68条の91第４項に規定する所得税等の額」を削り、同第三号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の３第４項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七三の七の表を次のように改める。